

◇番号：202401

◇研究機関名	東海国立大学機構 名古屋大学	◇不正の種別	不正受給
◇不正受給が行われた 年度	平成 27 年度～平成 29 年 度	◇最終報告書提出日	令和 6 年 5 月 27 日
◇不正に受給された 研究費の額	4,720,000 円	◇不正受給に関与した 研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 5 年 11 月 14 日に愛知学院大学から東海国立大学機構に対して、名古屋大学大学院医学系研究科元准教授で愛知学院大学薬学部元教授（以下「元教員」という。）による科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）申請時の研究計画調書への研究業績虚偽記載による科研費の不正受給等の不正が判明した旨の情報提供があった。

【調査に至った経緯等】

元教員が名古屋大学在職中に行った科研費申請時の研究計画調書に記載された研究業績について、論文情報検索ツール PubMed や Google Scholar 等により確認したところ、存在が確認できないものがあったため、東海国立大学機構における研究費等の不正使用防止に関する規程を準用（調査委員会の設置については「科学研究費助成事業等の不正受給に関する調査委員会の設置について」を制定）し、調査委員会を設置の上、調査を実施することとした。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 3 名、弁護士 1 名を含む学外委員 2 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和 6 年 2 月 16 日～令和 6 年 5 月 10 日

・調査対象

①調査対象者

当該元教員

②調査対象研究費

調査対象者が配分を受けた競争的研究費等のうち、平成 25 年度から名古屋大学に在職していた平成 27 年度までの申請分で、研究代表者として採択された科研費、名古屋大学科研費挑戦セーフティネット（科研費の上位種目への申請者のうち、高評価を得ながら採択には至らなかった者に対する研究助成制度）により支給を受けた助成金、その他研究代表者として採択された競争的研究費等の申請書類に研究業績の記載があるもの。

・調査方法

調査対象者が名古屋大学在職中に行った科研費申請時の研究計画調書に記載された研究業績について、論文情報検索ツール PubMed や Google Scholar 等により、存在の有無及び共著者の改変等がないか確認し、さらには論文本体を学術雑誌ホームページにより確認した。確認の結果、疑義が生じた論文について、元教員に対して書面調査を実施した。

◇調査結果

【不正の種別】

①科研費申請時の研究計画調書への業績虚偽記載による科研費の不正受給

②科研費申請時の研究計画調書への業績虚偽記載による名古屋大学科研費挑戦セーフティネットの助成金の不正受給

【不正の具体的な内容】

・ 動機、背景

平成 25 年度の科研費に申請したものの不採択となったこと、採択されていた科研費の研究期間が平成 26 年度で終了すること、また、大学が大型研究費の獲得を促進していたことなどにより、研究費の獲得に向けて過度にプレッシャーを感じ、いずれの場合も科研費の受給を目的として、業績の虚偽記載を行ったものと考えられる。

・ 手法

平成 27 年度の科研費申請時の研究計画調書に記載した論文 15 編のうち、6 編の存在しない架空論文を意図的に記載し、科研費を不正に受給した。

また、別の平成 27 年度の科研費申請時の研究計画調書に記載した論文 35 編のうち、3 編の存在しない架空論文を意図的に記載し、科研費を不正に受給しようとしたが、結果は不採択（審査結果：A 評価）であった。そのため、A 評価を受けたことにより申請要件を満たすこととなった名古屋大学科研費挑戦セーフティネットに申請し、助成金を不正に受給した。

・ 不正に受給された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正受給額	不正受給した年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業※ ¹ (科研費合計：3,770,000 円)	1,300,000 円	平成 27 年度	1 人
	1,300,000 円	平成 28 年度	1 人
	1,170,000 円	平成 29 年度	1 人
名古屋大学科研費挑戦セーフティネット助成金（学内予算）	950,000 円	平成 27 年度	1 人
合 計	4,720,000 円		1 人（実人数※ ² ）

※¹ 平成 28 年度及び平成 29 年度の科研費の執行は、愛知学院大学において行った。

※² 公的研究費に係る不正に関与した実人数

名古屋大学で使用した平成 27 年度の科研費及び助成金の使用状況については、保存期間の満了により証憑書類等を廃棄済みのため、確認することができなかった。愛知学院大学で使用した平成 28 年度及び平成 29 年度の科研費の使用状況については、差引簿及び証憑書類を精査した結果、私的流用や不正使用が疑われるような証拠は見つからなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

平成 27 年度の科研費申請時の研究計画調書に記載した論文のうち、インパクトファクターの高い雑誌にインプレス又は掲載されたとする存在しない架空論文、他人の論文に自身の氏名を共著者として追加した論文等は、科研費の採択に有利に働くように意図的に虚偽記載したと認められるため、科研費及び科研費の不採択により申請した名古屋大学科研費挑戦セーフティネット助成金を不正に受給したものと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策**【発生要因】**

元教員は、研究費の獲得に向けて過度にプレッシャーを感じていたものと推察されるが、本事案の発生要因は、アクセプトされていない論文であることを認識していたにもかかわらず、これらの論文を研究計画調書に記載したことから分かります。調査対象者個人の研究者としての責任感及び倫理観の欠如によるところが大きいものと考えられる。

また、研究計画調書の作成に当たっては、研究代表者が責任を持って作成するものではあるが、これまでは、研究業績虚偽記載による研究費の不正受給については発生することを想定しておらず、東海国立大学機構において実施してきたコンプライアンス・研究倫理教育では、研究費の不正受給の具体的な手法・事例については取り上げてこなかった。

【再発防止策】

東海国立大学機構では、従前から研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するためのコンプライアンス・研究倫理教育を実施してきたところではあるが、今回の事案を受けて、次に掲げる事項を実施し、再発防止に取り組むこととする。

- ① 今回の不正受給の概要を周知するとともに、法人の構成員が従うべき行動規範・基本方針を改めて周知徹底する。
- ② 全教職員を受講対象者とし、毎年度実施している公的資金の使用に係る e-Learning 研修のテキストに不正受給の事案を追加する。
- ③ 競争的研究費等の申請にあたり研究業績等の虚偽記載を行わないことについて、前項の e-Learning 研修の受講時にオンラインにより誓約させる。
- ④ 毎年度実施している科研費の公募説明会において、不正受給の事案を取り上げる。
- ⑤ 担当部署から競争的研究費等の公募の案内を行う際に、虚偽記載を防止するための注意喚起を行う。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・ 関係者の処分
元教員の処分について検討中である。
- ・ 本件の公表状況
科学研究費助成事業等の不正受給に関する調査結果について、令和 6 年 7 月 3 日に名古屋大学ホームページにて公表（氏名公表あり）